

6次産業化の実践モデル

～農林漁業成長産業化ファンドの活用に向けたQ&A集～

6次産業化における
【ファンド活用のノウハウ】
を解説します！



はじめに

6次産業化の推進に向けては、2011年3月に「六次産業化・地産地消法」が施行され、農林漁業の6次産業化の取組みも急速に拡大してきました。2017年1月31日時点における、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は2,200件に達しており、多くの農林漁業者が6次産業化に取り組んでいます。

6次産業化に取り組んでいる農林漁業者の中には、加工・販売等によって農林水産物の付加価値を高めるために、農林漁業者単独でもしくは2次・3次事業者と連携することにより、事業の拡大・発展に取り組む事業者も多く見られます。そのような取組みにおいて、設備増資のための投資資金や新たな販路開拓のための活動資金として、新たな資金ニーズが生まれています。

そこで2012年12月に株式会社農林漁業成長産業化支援機構法が施行され、2013年2月に農林漁業者の6次産業化の取組を支援する唯一の官民ファンド「農林漁業成長産業化ファンド」として、株式会社農林漁業成長産業化支援機構が開業しました。

当機構は農林漁業者が、6次産業化を通じた事業規模の拡大等に取り組もうとする際、必要となる資金を出資により供給することを通じて、農林漁業者の所得の向上、ひいては雇用の拡大・地域活性化を図ることを目的としています。

一般的な「ファンド」は複数の投資家から集めた資金を用いて投資を行い、そのリターンを分配する仕組みであり、投資期間や期待収益率という視点では農林漁業の特性と合致しないことが多々あります。

「農林漁業成長産業化ファンド」は、このような課題を認識したうえで、一般的な「ファンド」とは異なる仕組みやルールを導入している点が大きな特徴となっています。

本パンフレットは、当機構がどのような組織であり、どのように活用すればよいのかを「基礎編」、「実践編」、「ファンドを活用した実践事例」に分類・整理して解説しています。

本パンフレットが、6次産業化をさらにもう一歩進めたい農林漁業者の皆様や、農林漁業者と連携を強化して6次産業化に取り組みたい2次・3次産業の事業者の皆様にとって一助となり、今後の6次産業化の推進さらには日本の農林漁業の発展に役立てば幸いです。

2017年3月

野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社

目次

基礎編

Q1	農林漁業成長産業化支援機構の概要	1
Q2	農林漁業成長産業化支援機構の事業内容	2
Q3	出資スキーム①	3
Q4	出資スキーム②	4
Q5	補助金や融資との違い	5
Q6	農林漁業成長産業化ファンドを活用するメリット	6
Q7	出資に向けたポイント	7
Q8	出資期間終了後（Exit）	8

実践編

Q1	出資に向けた事前準備	9
Q2	出資に向けたパートナーの必要性①	10
Q3	出資に向けたパートナーの必要性②	11
Q4	サブファンドの選択肢	12
Q5	出資と総合化事業計画	13
Q6	農林漁業者の認定要件	14
Q7	出資金の使用制限（生産）	15
Q8	追加出資に関する条件	16

事例から見る実践ポイント

Q1 ファンドからの出資に求められるもの 17

Q2 ファンドを活用した実践事例 18

米の実践事例：(株)新潟農商 19

農産物（生鮮）の実践事例：(株)みずほジャパン 21

農産物（加工）の実践事例：こと京野菜(株) 23

畜産の実践事例：(株)カゴシマバンズ 25

水産の実践事例：(株)食縁 27

■ おわりに 29

■ 取り上げた事例情報・6次産業化のお問い合わせ一覧 30

基礎編

基礎編では、農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の概要からご紹介します。

- 農林漁業成長産業化支援機構の概要
- 農林漁業成長産業化支援機構の事業内容



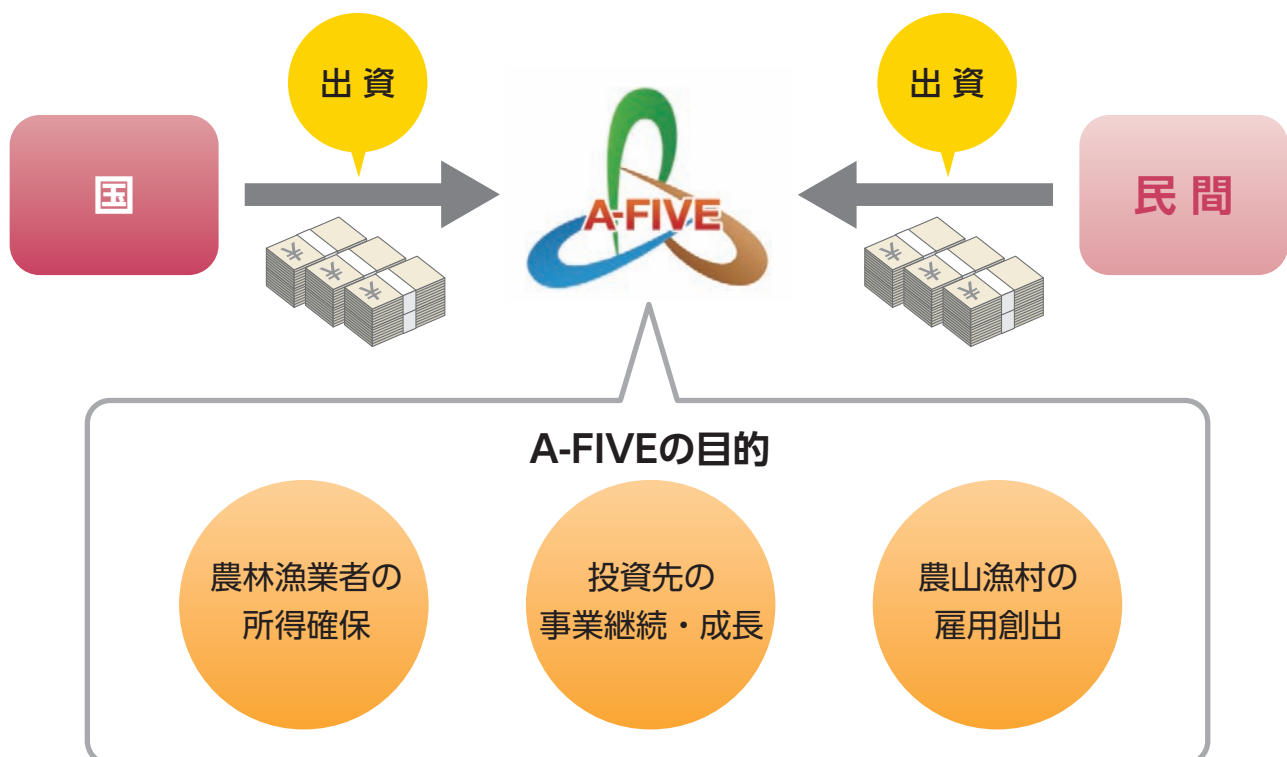
農林漁業成長産業化支援機構の概要



Q1 農林漁業成長産業化支援機構って何？

A1

- 国と民間の共同出資によって設立された事業会社であり、6次産業化の取組を支援する唯一の官民ファンドです。
- 英文の **A**griculture, forestry and fisheries **F**und corporation for **I**nnovation, **V**alue-chain and **E**xpansion Japan の略称で **A-FIVE** と呼ばれます。
- 設立の目的は主に以下の3点となります。
 - ① 農林漁業者の所得確保。
 - ② 投資先の事業継続・成長。
 - ③ 農山漁村の雇用創出等





農林漁業成長産業化支援機構の事業内容



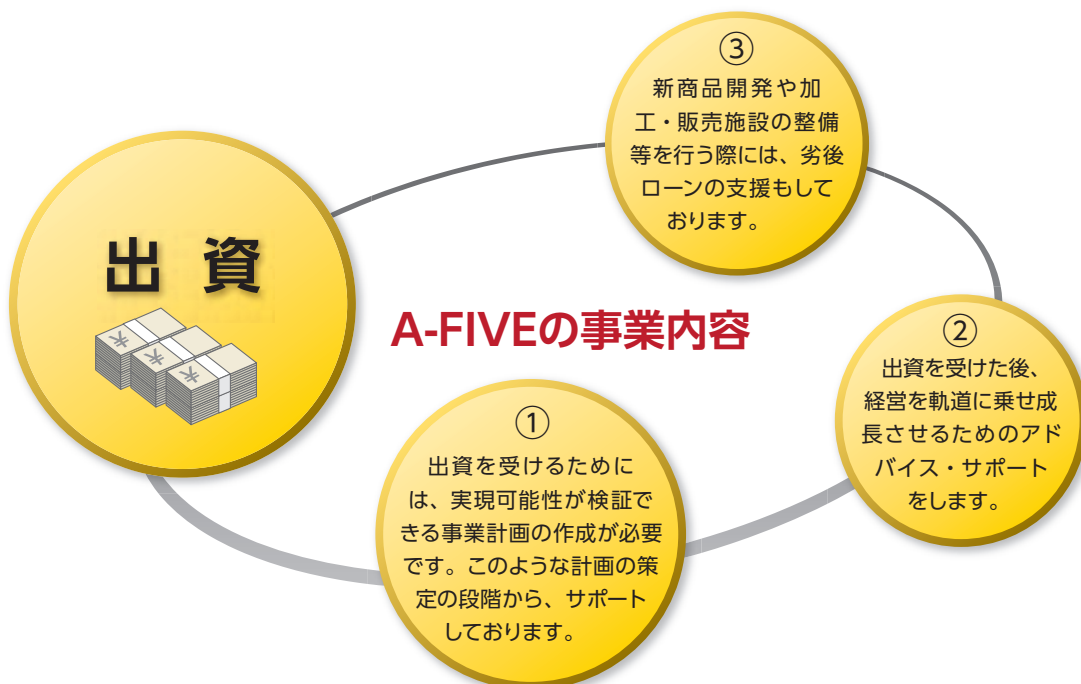
Q2 A-FIVEはどんなことをやってるの？

A2

A-FIVEは、農林漁業者とそのパートナー企業※が設立した合併会社である6次産業化事業体（パートナーの出資を伴わないケースもあり）に出資し、支援する事業を行っています。

出資以外の具体的な支援は以下の4点となります。

- ①事業計画や資金調達計画の策定
- ②経営戦略や課題に対するアドバイス
- ③商品開発や販路開拓等の経営支援・成長支援
- ④ガバナンス構築



KEY WORDS

※パートナー企業：6次産業化事業体に出資をする企業。2次産業の加工事業者、3次産業の販売事業者、あるいは物流、IT など幅広い業界で6次産業に取組む事業者

基礎編

- 出資スキーム①
- 出資スキーム②



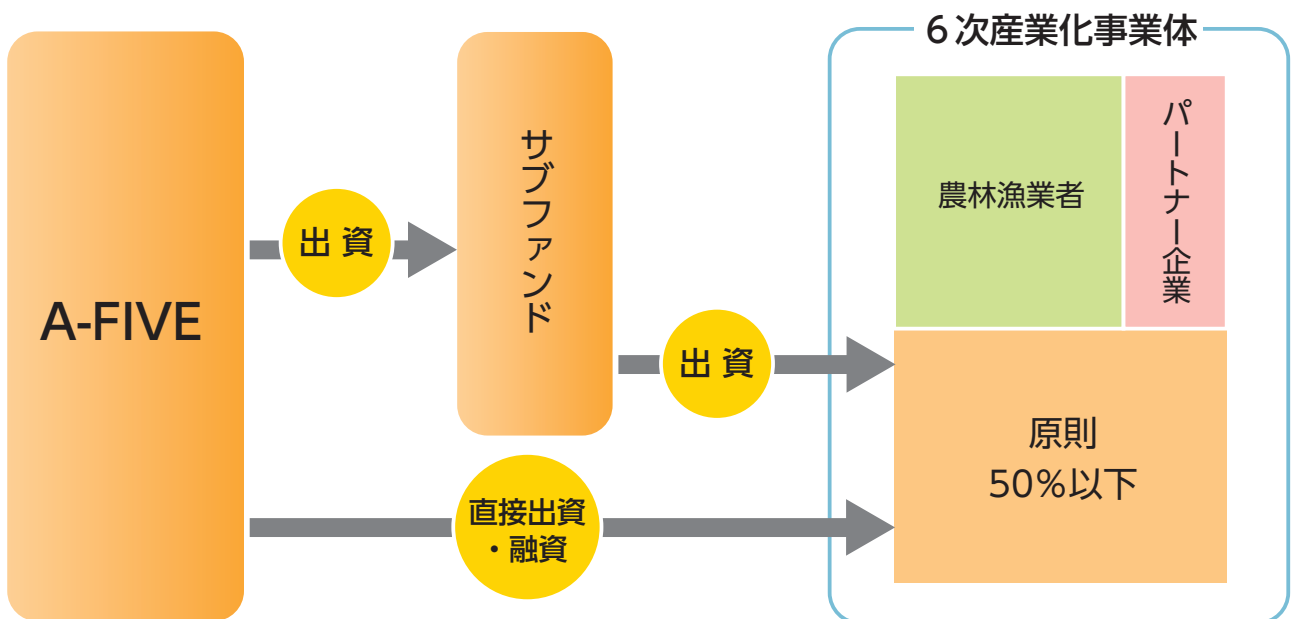
出資スキーム①



Q3 どのような形でどのくらい出資してもらえるの？

A3

- サブファンド※を通じて出資しますが、A-FIVEから直接出資するケースもあります。
- 各地域にあるサブファンドを通じて出資する形にしているのは、事業者に対して相談しやすく、事業状況をよく把握できるためです。
- 事業計画に基づいて、資本金の50%以下で出資するという原則がありますが、場合によって、50%を超える出資をすることも可能となっています。



KEY WORDS

※サブファンド：A-FIVE と地方銀行等の出資により各地域に設立されたファンド



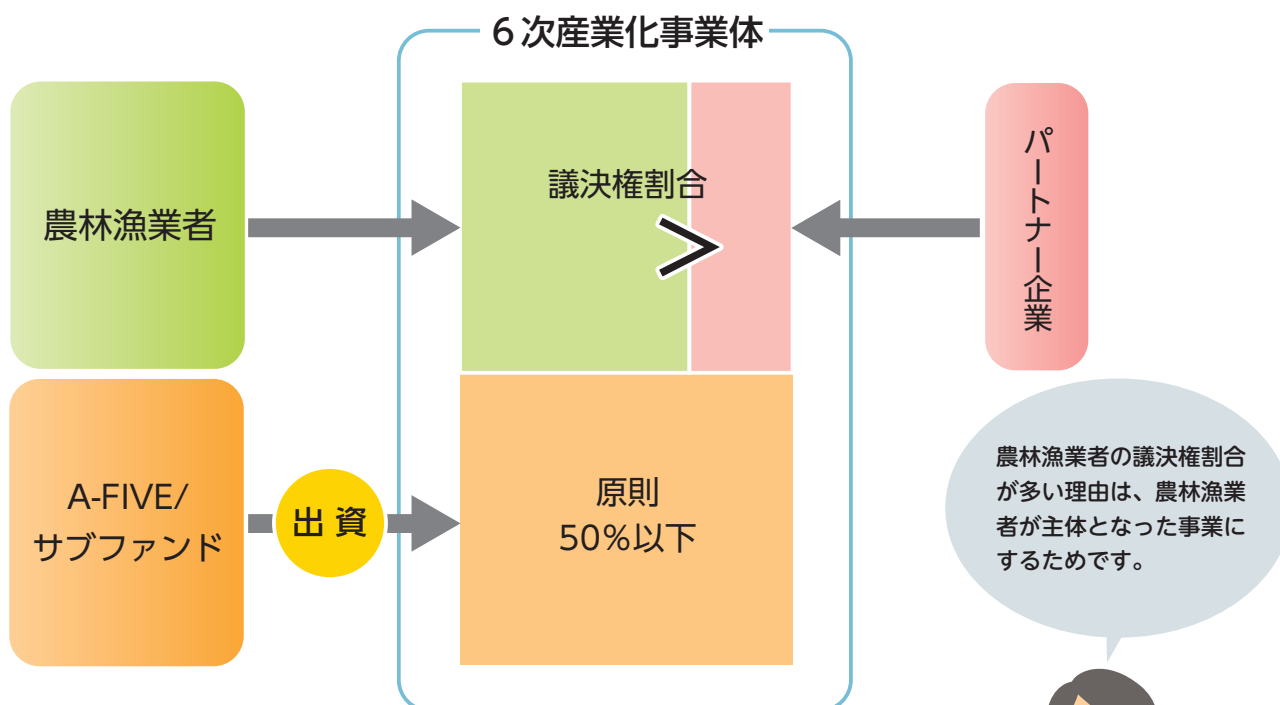
出資スキーム②



Q4 6次産業化に取り組んでいれば出資してくれるの？

A4

- 原則として、農林漁業者とパートナー企業で新たに設立した合併会社に対しての出資となります。
- 6次産業化事業体は、農林漁業者の議決権割合がパートナー企業より多くなければなりません。
- 最終出資合意するまでに「総合化事業計画」※の認定を取る必要があります。



KEY WORDS

※「総合化事業計画」の認定は六次産業化・地産地消法に基づき、農林水産省が行います。



基礎編

- 補助金や融資との違い
- 農林漁業成長産業化ファンドを活用するメリット



補助金や融資との違い



Q5 資金面において、補助金や融資とどう違うの？

A5

- 出資は補助金とは異なり、資金使途が限定されるものではありません。運転資金でも、人件費でも、設備投資でも、事業計画に沿った範囲で、資本金として使うことができます。
- 金融機関からの融資は通常、保証や担保が前提となります。また、金融機関からの融資は元利金を定期的に返済しなければならず、設立したばかりの会社にとって難しいものとなります。
- 補助金や融資と比べて、A-FIVE / サブファンドからの出資のメリットは下表の通りです。



	補助金	金融機関の融資	A-FIVE / サブファンドからの 出資
用途の制限	× 限定される	○	○
利息の有無	○ 無	× 2～3%が目安	○ 無
返済の有無	○ 無	× 保証や担保が必要	○ [※] 無

※ExitについてはQ8を参照



農林漁業成長産業化ファンドを活用するメリット



Q6 ファンドを利用する資金調達以外のメリットは？

A6

資金調達以外のメリットとしては、前述した事業計画作成のサポート、経営アドバイスのほかに、信用力の向上、提携関係の創出があります。



信用力の向上

A-FIVE / サブファンドから出資されることで国の資金が入ること、農林水産大臣の認定事業となること等により、信用力の向上やPR効果に繋がります。

提携関係の創出

A-FIVE / サブファンドが様々な経営支援を行いますので、他業種との提携関係の創出等が期待できます。



基礎編

- 出資に向けたポイント
- 出資期間終了後 (Exit)



出資に向けたポイント



Q7

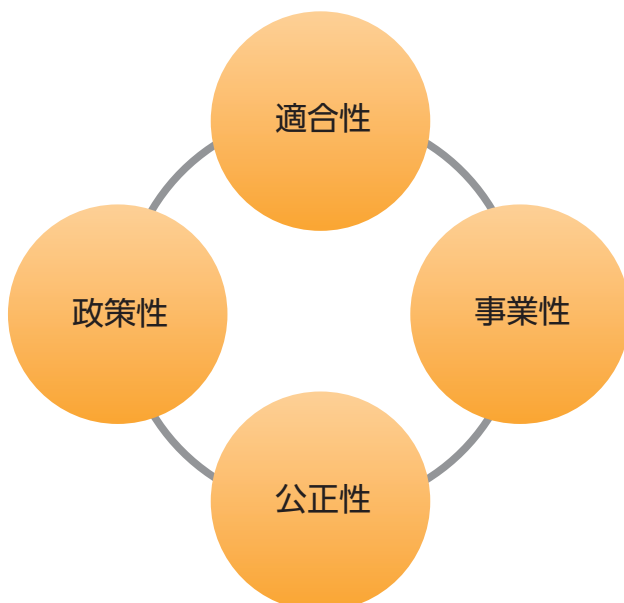
出資に向けてはどのような点を精査されるの？また精査期間はどのくらいかかるの？

A7

- ファンド出資精査のポイントとしては以下の4点となります。
 - ① 適合性：総合化事業計画の認定要件に適合しているか、支援基準に適合しているかを精査
 - ② 事業性：6次産業事業体のバリューチェーンの検証、実効性があるか、利益が確保できるか、継続性が認められるかを精査
 - ③ 公正性：資金調達の計画や事業活動について公正性の精査
 - ④ 政策性：地域への影響などを精査
- 精査期間は、精査段階に入ってから一般的に3か月～半年程度が必要となります。



精査のポイント





出資期間終了後 (Exit)



Q8 出資してくれた資金は将来どうするの？

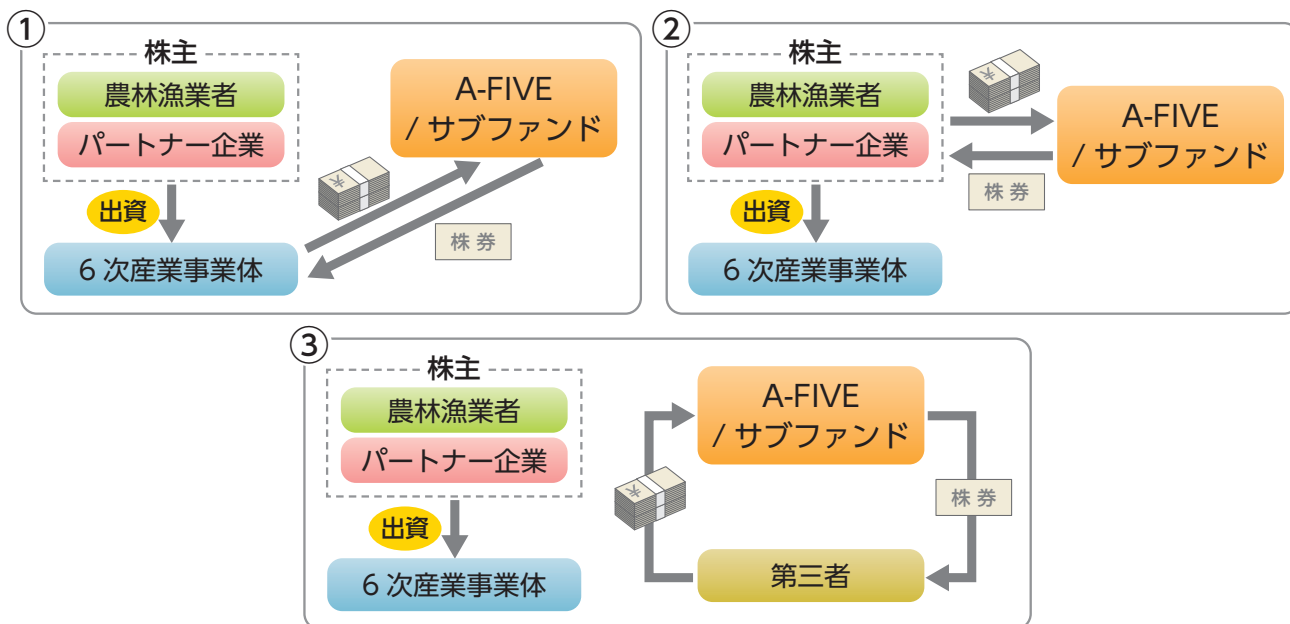
A8

- ・出資期間は最長15年となります。当初約束した出資期間満了時に、何らかの方法でファンドの持ち分を買取らなければなりません。
- ・ファンドの持ち分を買い取る際の金額は、出資時の金額と同額とは限りません。
- ・出資した分の買取する方法はいくつかあります。以下をご参照下さい。



買取者	方法
① 6次産業化事業体	6次産業化事業体の自己資金あるいは調達資金による買取
② 既存株主	既存株主（農林漁業者あるいはパートナー企業）による買取
③ 第三者（株式公開を含む）	第三者（新規の出資者）による買取

※どの方法を優先するか、またその際の価格算定方法については事前に同意を形成する必要があります。



実践編

実践編では、実際に農林漁業成長産業化ファンドを活用するためのノウハウをご紹介します。

- 出資に向けた事前準備
- 出資に向けたパートナーの必要性①



出資に向けた事前準備



Q1

農林漁業成長産業化ファンドを活用しようとする際の相談には、事前にどんな準備をすればよいの？

A1

- 事業主体や事業内容をできるだけ明確化しておくことが望ましいですが、難しい場合には、どのような段階からでも相談に応じることができます。
- 相談後、必要に応じて事業計画策定をサポートする6次産業化プランナーを紹介することもできます。
- また、相談内容が具体化していく過程で、より詳細な情報の提供が求められます。
- 関係事業者の情報については、事前に情報提供の同意を得るなど、適正な情報の取り扱いが求められます。
- 相談窓口はサブファンド及びA-FIVEとなります。





出資に向けたパートナーの必要性①



Q2 パートナー企業がない場合でも出資をしてもらえるの？

A2

- 農業者単独でも、既に6次産業化の取組を開始して実績が出始めている場合など、事業性が評価に値すれば利用できます。
- 既に農業者単独での利用実績も複数件存在しています。



自分たちで既に
加工・販売部門も
持っているんだけど…

?

出資してもらうには
パートナー企業って
どうしても必要なの？



実践編

- 出資に向けたパートナーの必要性②
- サブファンドの選択肢



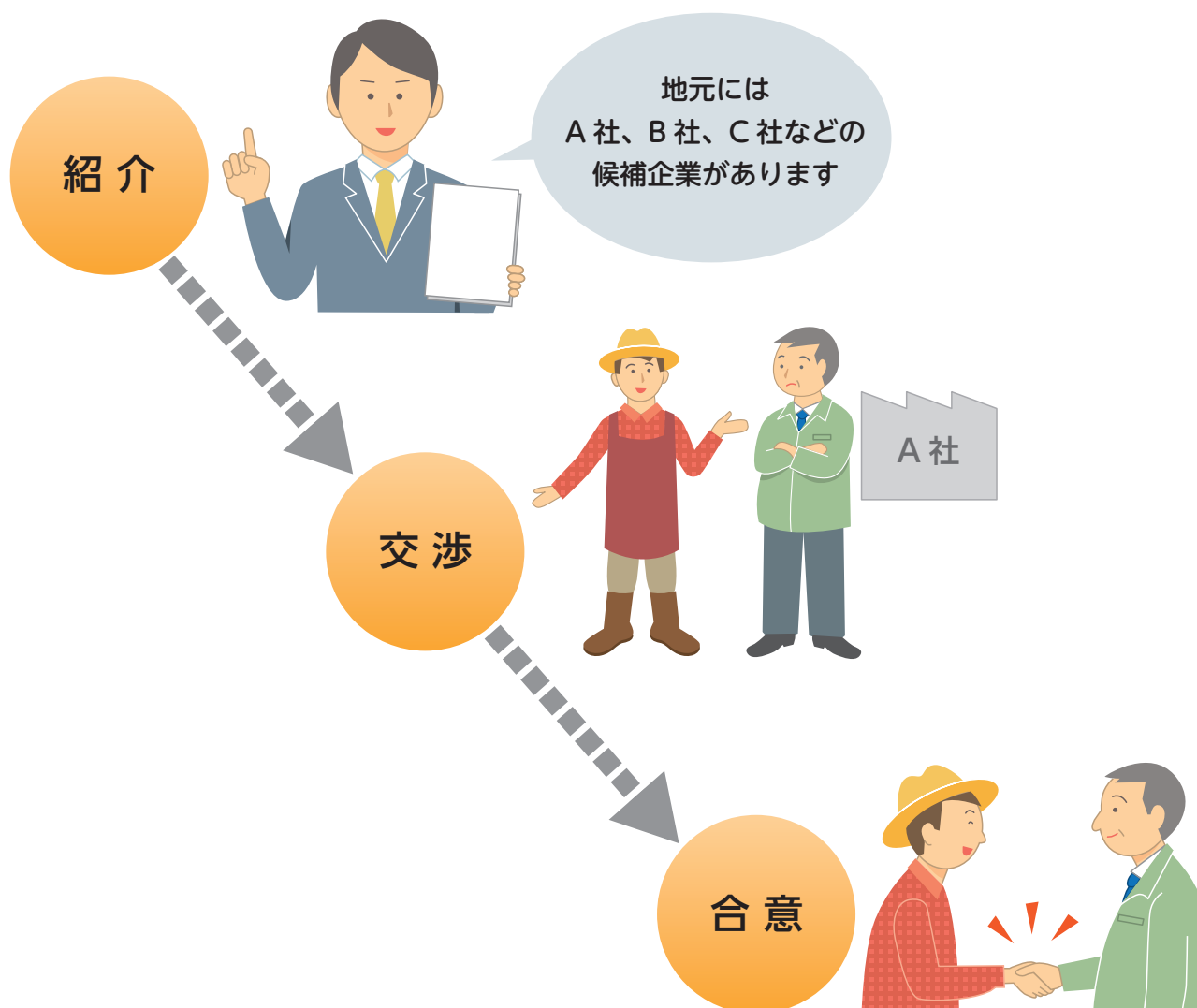
出資に向けたパートナーの必要性②



Q3 パートナー企業が見つからない場合はどうすればよいの？

A3

相談があれば、A-FIVEやサブファンドが適宜サポートし、相応しいパートナー企業を紹介できる場合もあります。





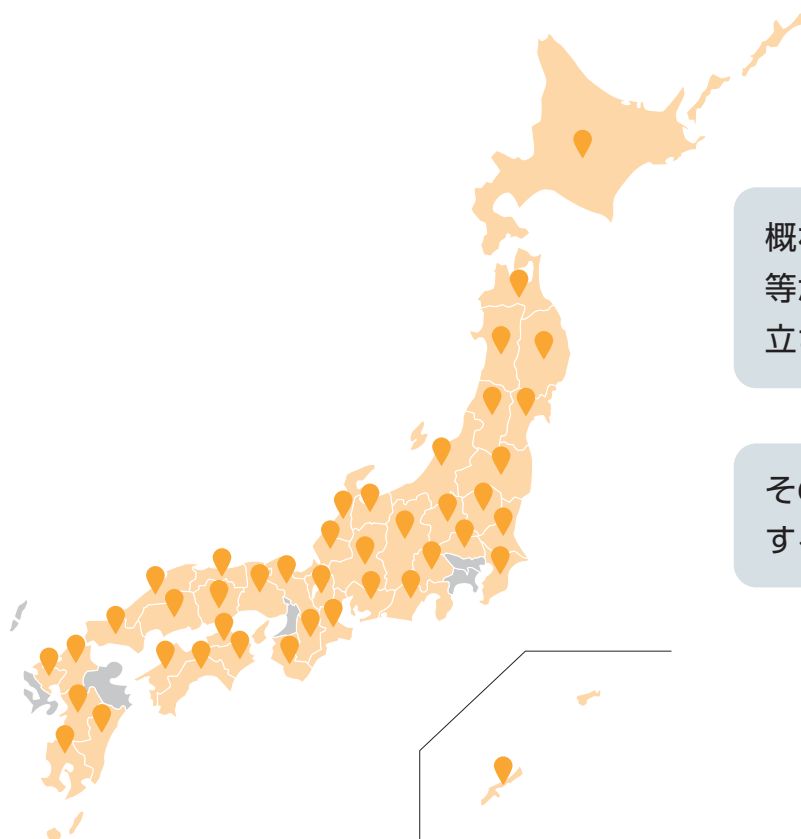
サブファンドの選択肢



Q4 地元サブファンドがない場合はどうすればいいの？（地元にあるサブファンド以外のサブファンドを利用できるの？）

A4

- 各地の地域金融機関、メガバンクや事業会社等を出資母体とするサブファンドの設立が進んでおり、平成28年12月現在で、サブファンド総数は49、サブファンド総額は700億円、うちA-FIVE出資分350億円となっています。
- ほとんどの都道府県には既にサブファンドが設立されており、いくつかの地域をまたがる広域ファンドもあります。結果的に地元のサブファンドを利用するケースが多いですが、直接投資を含め、ご相談の上で対応が可能です。



概ね各都道府県に地元金融機関等が出資するサブファンドが設立されています。

その他に全国的な地域をカバーする広域ファンドもあります。

実践編

- 出資と総合化事業計画
- 農林漁業者の認定要件



出資と総合化事業計画



Q5

すでに六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」の認定を取っている場合、それを利用できないの？

A5

- 出資の対象となる6次産業化事業体は、総合化事業計画の認定を取っていることが前提となります。
- 出資対象の事業内容が、既に認定を受けた総合化事業計画と異なる場合には、変更認定という形で再認定を受ける必要があります。
- ファンドを活用しようとする場合、基本的には、従来の総合化事業計画よりも、さらに詳細な情報の提供を求められるため、より詳細な事業計画の策定が必要となります。



事業計画書



総合化事業計画の認定を取っていることが出資の前提です！

精査の過程でさらなる詳細情報の追加が必要となります！



農林漁業者の認定要件



Q6

農林漁業者の要件は何？また、自身が生産を行っていない場合でも農林漁業者と認められるケースはあるの？

A6

- 農林漁業者とは、農業（畜産を含む）、林業、漁業を営む者であり、農林水産物の生産・販売実績や農業所得等の実績を示す必要があります。
- 新規参入の場合など、農林水産物の生産・販売実績がない場合でも、農林水産物の生産に確実に結びつく活動を開始していれば、認められます。



生産・販売実績や
農業所得等の実績
があれば OK



新規参入の場合でも…

農林水産物の生産に確実に結びつく
活動を開始していれば OK

実践編

- 出資金の使用制限（生産）
- 追加出資に関する条件



出資金の使用制限（生産）

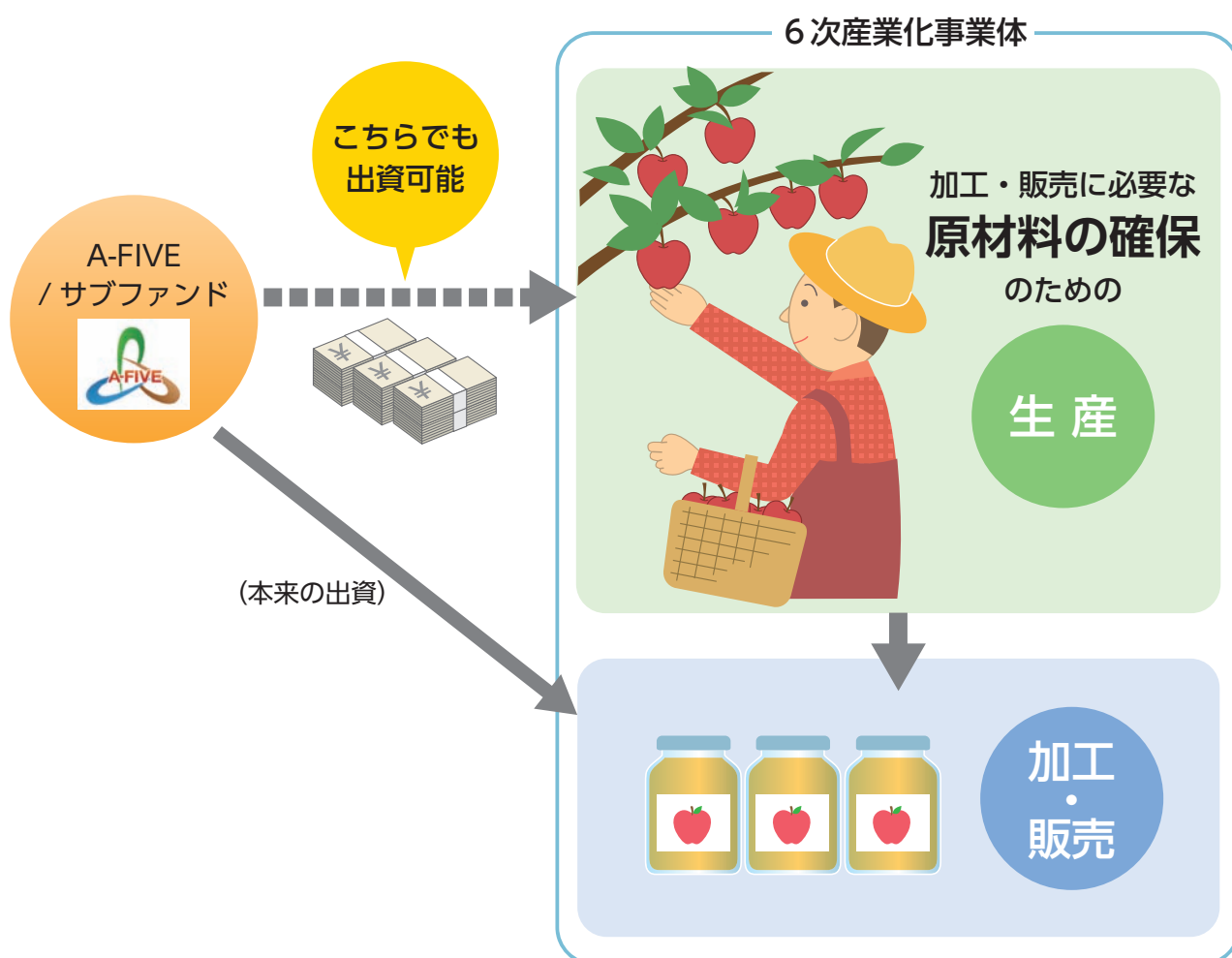


Q7

6次産業化の事業に使用する農林水産物の生産のための資金として、ファンドの資金を利用できるの？

A7

本来は6次産業化事業体が行う加工・販売事業のための出資となりますが、「総合化事業計画」の対象となる6次産業化の取組みに必要な農林漁業の生産活動については、ファンドの出資対象となります。





追加出資に関する条件

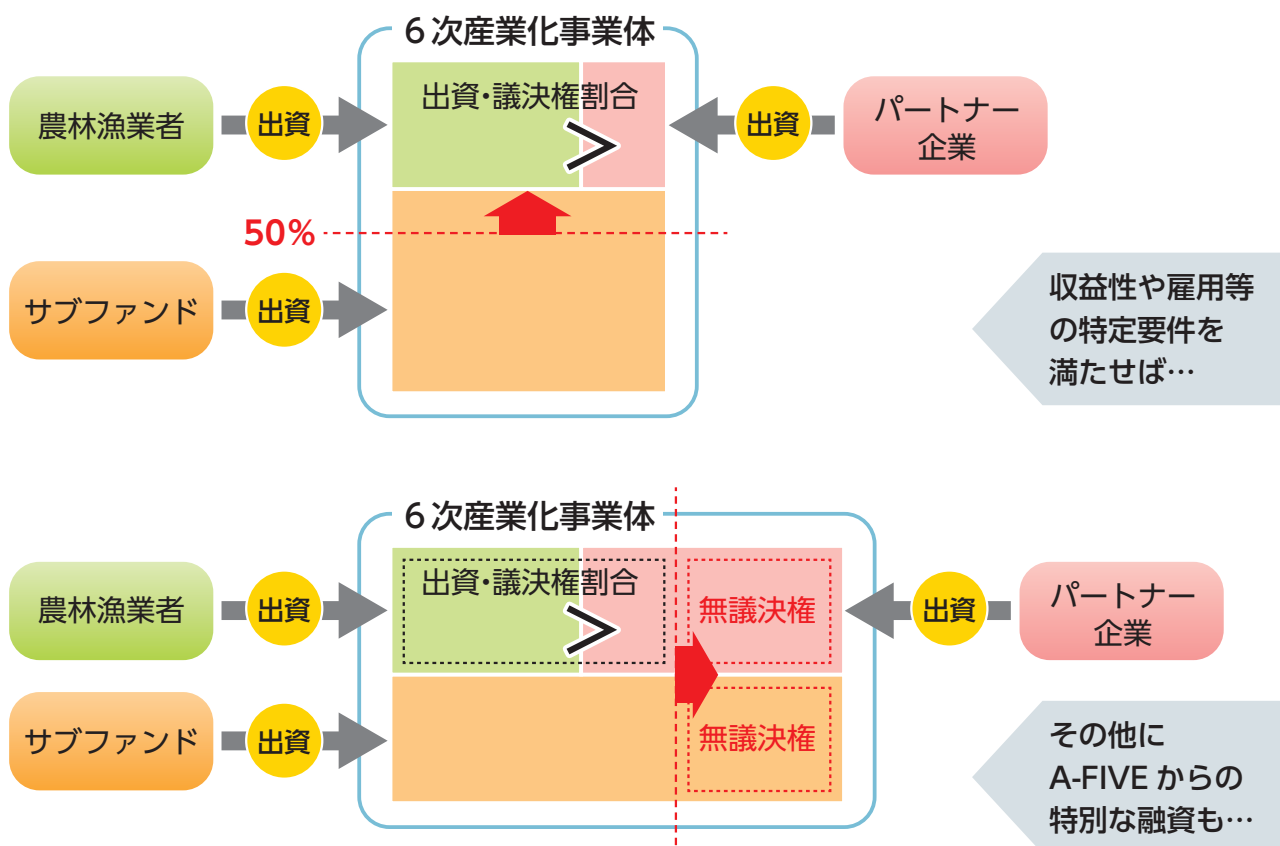


Q8

サブファンドからの出資後、追加の資金需要が生じました。農林漁業者の追加出資が難しい場合、どうすれば良いの？

A8

- 収益性や雇用等の特定要件が満たされれば、サブファンドの出資比率を50%超に上げることが可能です。
- また、議決権を持たない（無議決権）株式や、A-FIVEからの特別な融資（資本性劣後ローン：負債ではなく資本とみなすことができる借入金）も活用できます。
- 複数の農林漁業者が資本参画することにより、農林漁業者1人当たりの出資負担を軽減するといった方法も考えられます。



事例から見る実践ポイント

ここからは活用事例に基づいて
取組みを解説していきます。

- ファンドからの出資に求められるもの
- ファンドを活用した実践事例

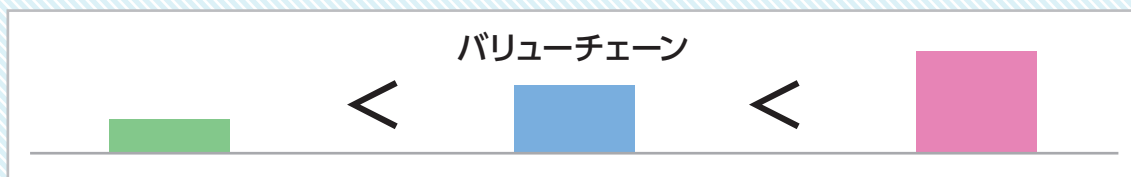
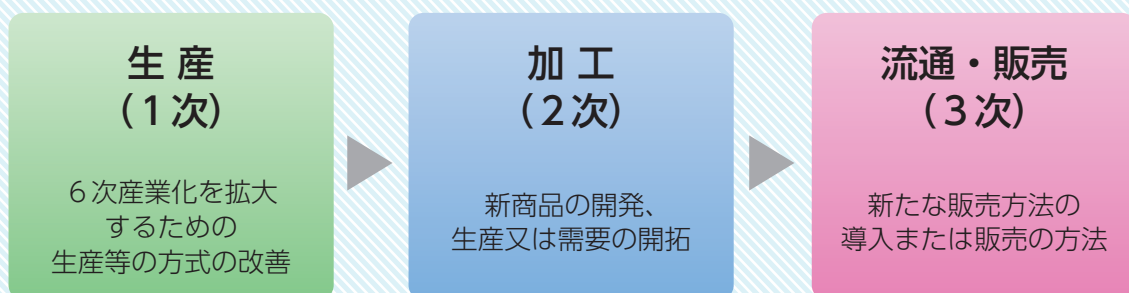


ファンドからの出資に求められるもの



Q1 どのような取組みに対してファンドが活用されているの？

ここからはファンドを活用した実践事例に基づいて取組みを解説していきます。
ファンド活用するためには、以下の点が求められます。



イノベーション

- ① 多様な地域資源の活用
- ② 産業分野の連携
- ③ 新たな市場の開拓
- ④ 農山漁村の活性化等への貢献





ファンドを活用した実践事例



Q2 具体的にはどのような事例があるの？

次のページから品目ごとにファンドを活用した事例を見ていきましょう。



米の実践事例

P19



農産物の実践事例（生鮮）

P21



農産物の実践事例（加工）

P23



畜産の実践事例

P25



水産の実践事例

P27



事例から見る実践ポイント

● ファンドを活用した実践事例〈米〉



米の実践事例

株式会社新潟農商

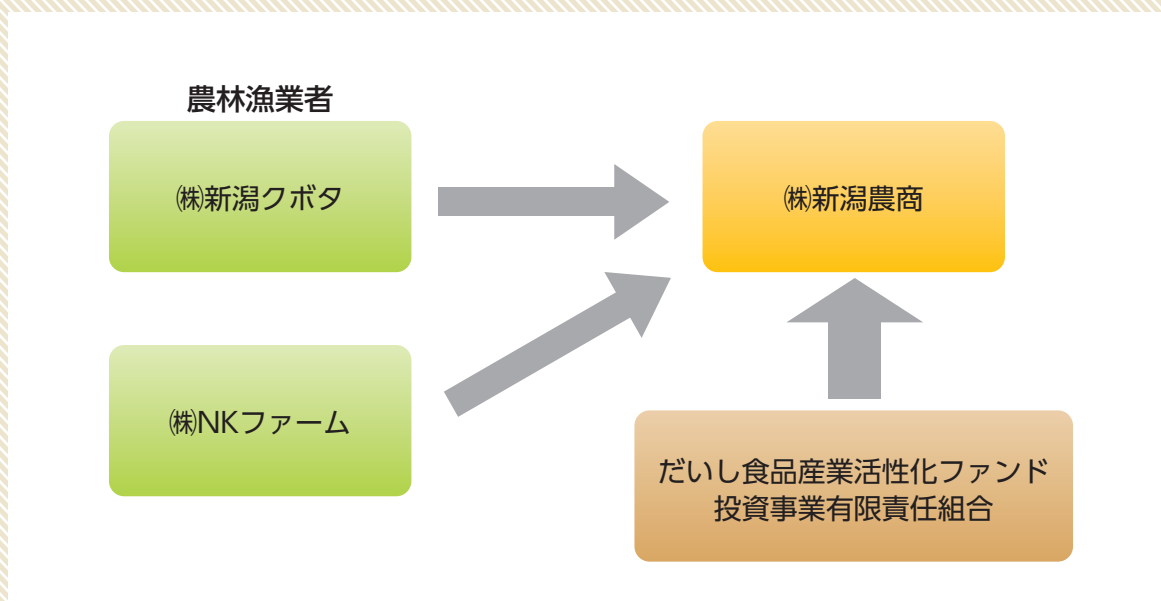
概要・背景

米に関する事業を強化するために、1994年に(株)新潟クボタから分社化。2011年に(株)クボタが「農家への恩返し」をするために米の輸出に取組み始めた際に、新潟県全域から米を仕入れていた当社が、クボタグループの筆頭となって輸出事業に取組み始めました。

ファンドを活用した目的・メリット

より生産体制を強化するために、自社のライスセンターを整備する必要があり、資金調達が必要でした。また、輸出を拡大するためには生産者と連携する必要がありました。サブファンドからの出資を受けたことで海外のみならず生産者や集荷業者からの信頼も大幅に向上しました。

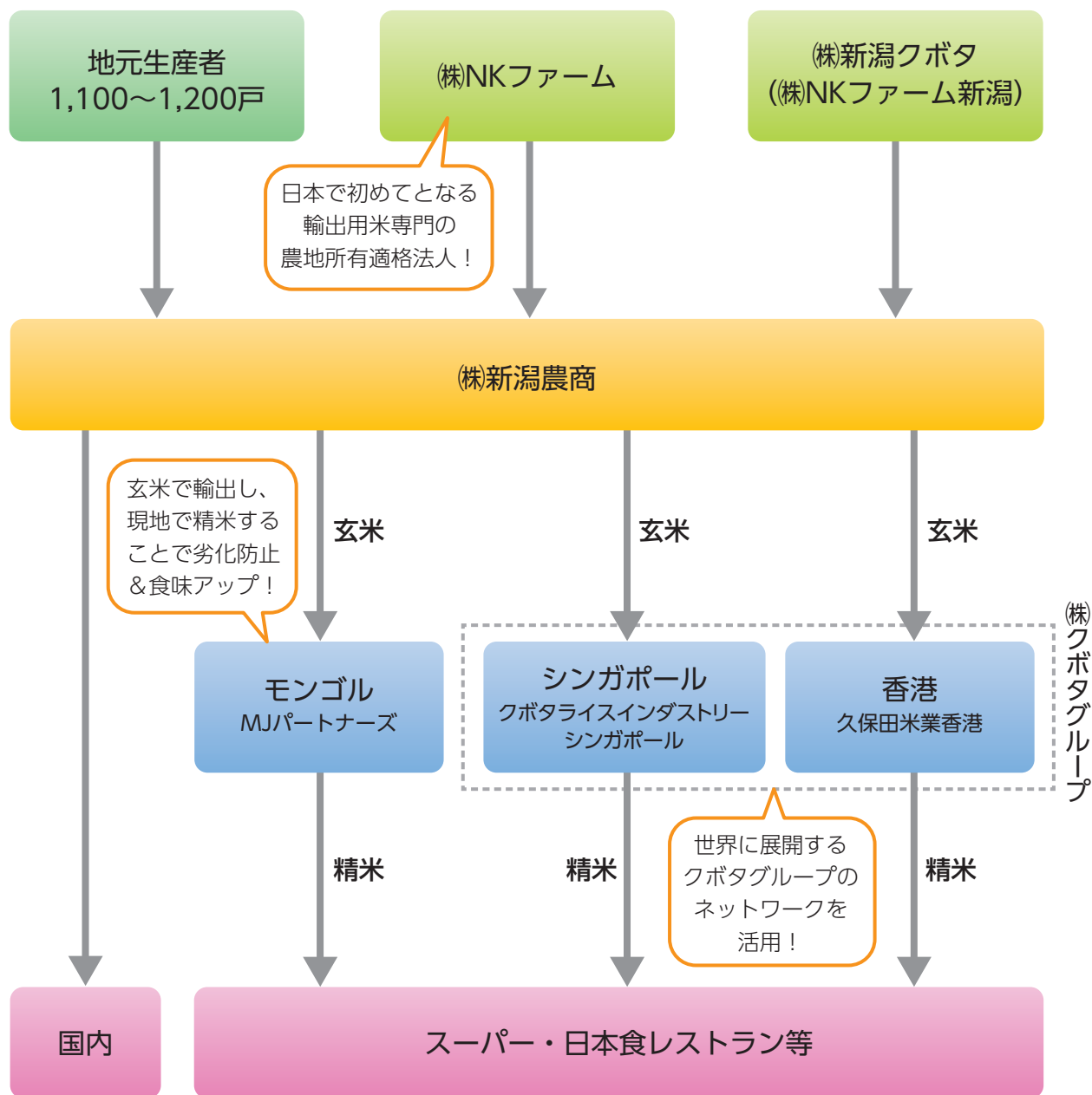
出資スキーム



当社は1994年から事業を行っており、今回のサブファンドからの出資は増資型となります。また、(株)新潟クボタが農林漁業者側として出資しています。(株)新潟クボタは農地の確保や地域との調整までしっかりとした上で農業参入をすることにより、農林漁業者側として認められています。



ビジネスモデル



事例から見る実践ポイント

従来のように日本で精米をしてから輸出をするのではなく、現地企業と合併会社を設立したり、クボタグループのネットワークを活用し、現地で精米することで、高品質な日本の米を鮮度の高い状態で提供し、競争力を強化しています。



事例から見る実践ポイント

- ファンドを活用した実践事例〈農産物（生鮮）〉



農産物の実践事例（生鮮）

株式会社みずほジャパン

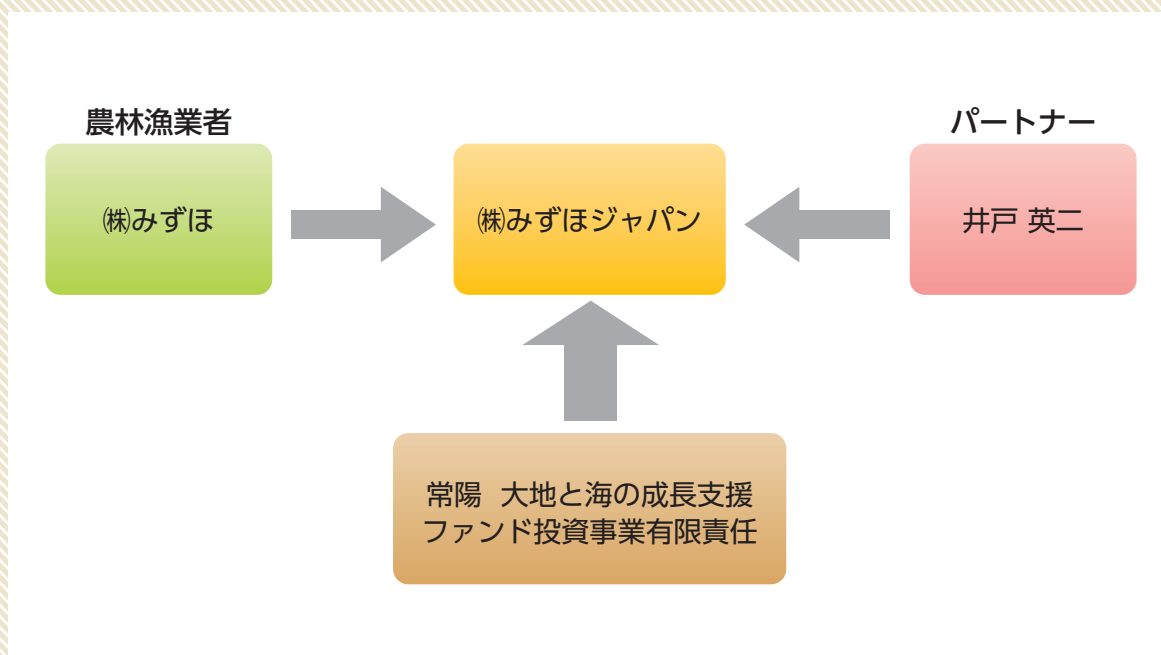
概要・背景

茨城県つくば市にて(株)みずほが開設した直売所「みずほの村市場」は、品質や安全性へのこだわりが評価され、年間30万人が訪れています。さらに農業の成長産業化と所得拡大を目指すべく輸出に取り組むため、2013年に(株)みずほジャパンを設立しました。

ファンドを活用した目的・メリット

世界の農産物輸出市場が200兆円規模の中で、「農家が主役となり、農家が儲かる輸出」を実現するために、農家が儲かるための輸出会社としてタイのバンコクに常設店舗を設置する資金が必要でした。また、出資を受けたことで信用力が高まり、全国の生産者とのネットワークも拡大しました。

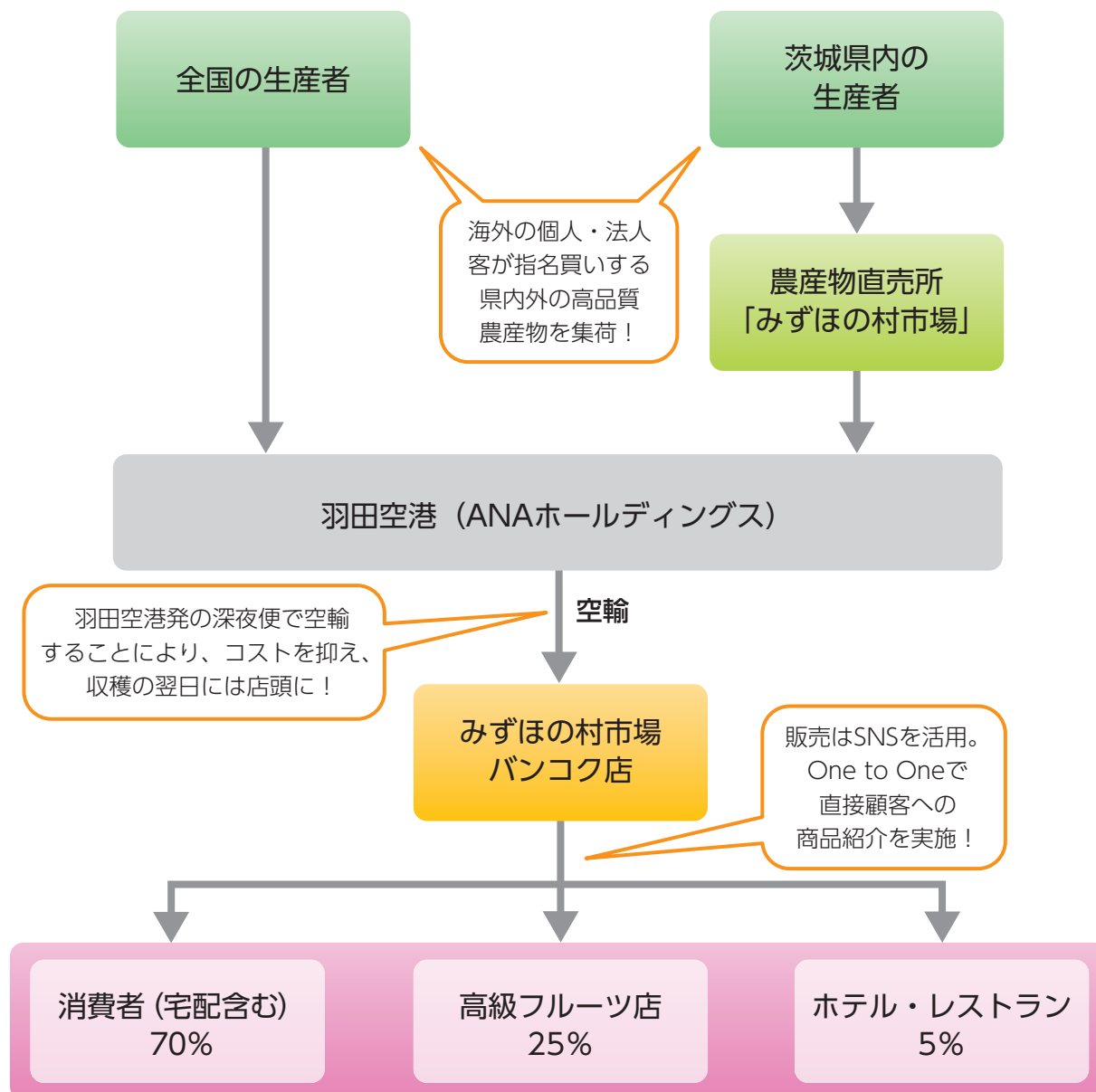
出資スキーム



「みずほの村市場」を運営している(株)みずほが農林漁業者側として出資をしています。また、海外に幅広くネットワークを持つ井戸英二氏がパートナーとして出資をしており、実際に(株)みずほジャパンの取締役として生産者とバンコクの橋渡しを行っています。



ビジネスモデル



最高級の美味しさを提供する農家と協力し、独自のマーケティングと直販システムで農家が主役となり、儲かる輸出を実践。茨城県内の生産者は「みずほの村市場」経由で、全国の生産者は直接羽田空港に集荷し、深夜便を活用して収穫翌日の販売・宅配を実現。従来の商社主導と違い、新しい形の輸出モデルとなっています。



事例から見る実践ポイント

- ファンドを活用した実践事例〈農産物（加工）〉



農産物の実践事例（加工）

こと京野菜株式会社

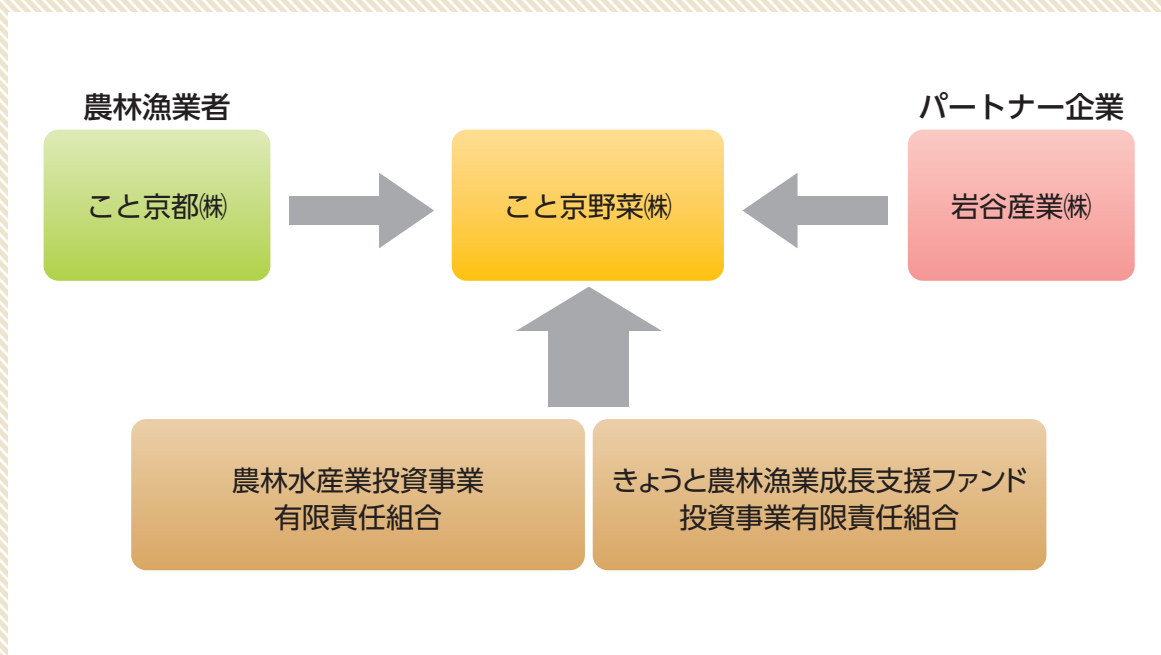
概要・背景

九条ねぎの6次産業化に取り組んでいること京都株が新しい事業として冷凍加工事業に取り組むべく、岩谷産業株の「フレッシュ・アイ製法」を導入しようと検討していた中で、より関係性を強化するために2016年にこと京野菜株を設立しました。

ファンドを活用した目的・メリット

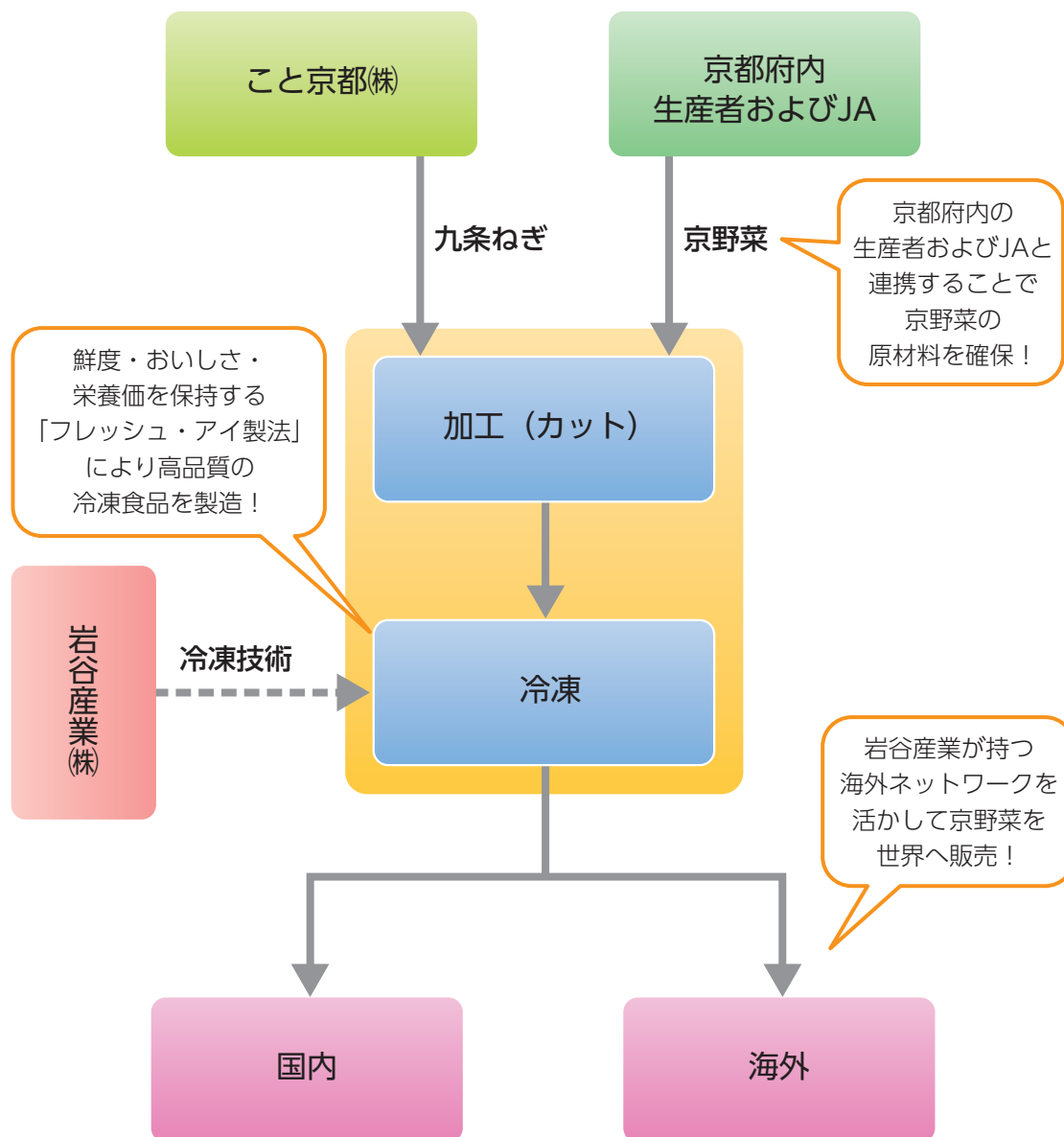
今後、国産野菜の冷凍食品の需要が伸びていくと考え、冷凍事業への進出を検討していました。農林中央金庫から紹介された岩谷産業株の冷凍技術を活用した冷凍工場を整備するための資金が必要でした。また、近畿第1号、京都府第1号として出資を受けたことにより、京野菜の冷凍加工事業としてメディアからの注目も集まり、信用度も高まりました。

出資スキーム



農林漁業者として九条ねぎの生産から販売までを行うこと京都株が出資し、パートナー企業として「フレッシュ・アイ製法」技術を持つ岩谷産業株が出資をして設立されたこと京野菜株はA-FIVEの出資スキームの模範的なモデルです。

ビジネスモデル



京野菜の九条ねぎ生産者のネットワークを構築していること京都(株)と京都府内の生産者及びJAが連携することで安定して京野菜を調達することが可能となっています。またパートナー企業の岩谷産業(株)の「フレッシュ・アイ製法」を活用するだけでなく、海外のネットワークを活用することで冷凍京野菜を海外へ販売していきます。



事例から見る実践ポイント

- ファンドを活用した実践事例〈畜産〉



畜産の実践事例

株式会社カゴシマバンズ

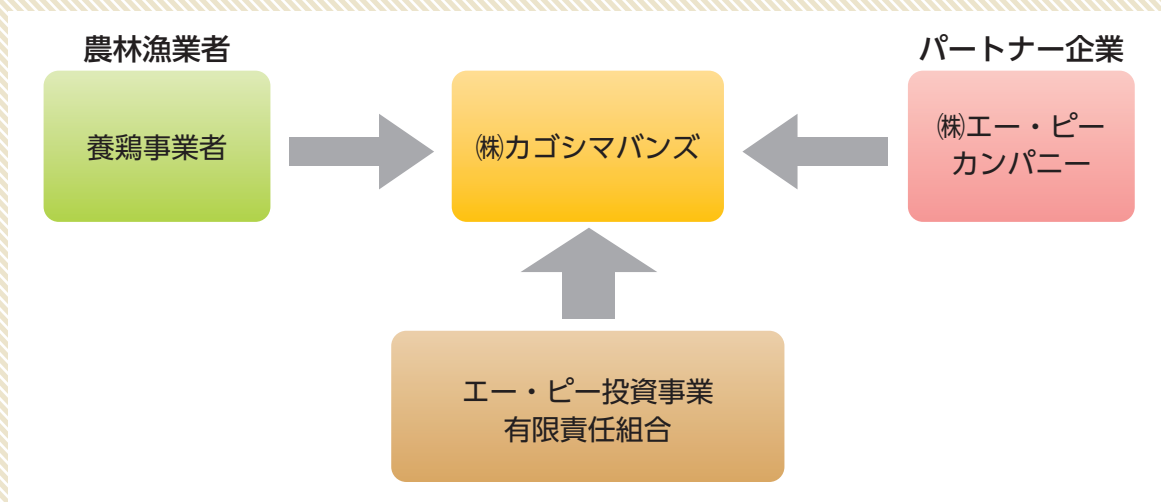
概要・背景

鹿児島県の地鶏である「黒さつま鶏」は研究に6年、出荷までに10年の歳月を要した鹿児島「第三の黒」です。しかし、なかなか知名度が上がらない中で、生産量の拡大とブランド化を目指し、地鶏専門飲食店の「塚田農場」を展開する(株)エー・ピーカンパニーと養鶏農家が共同で(株)カゴシマバンズを設立しました。

ファンドを活用した目的・メリット

黒さつま鶏を孵化させる種鶏場から養鶏場、加工場までの一貫した施設を建設するための設備投資資金が必要でした。また、鹿児島県が種鶏を管理していたこともあり、A-FIVEや行政、地域金融機関が協力してくれることで、土地の確保や周辺農家への説明等、(株)エー・ピーカンパニーが1社で取組むよりも、スピード感を持って進めることができました。

出資スキーム

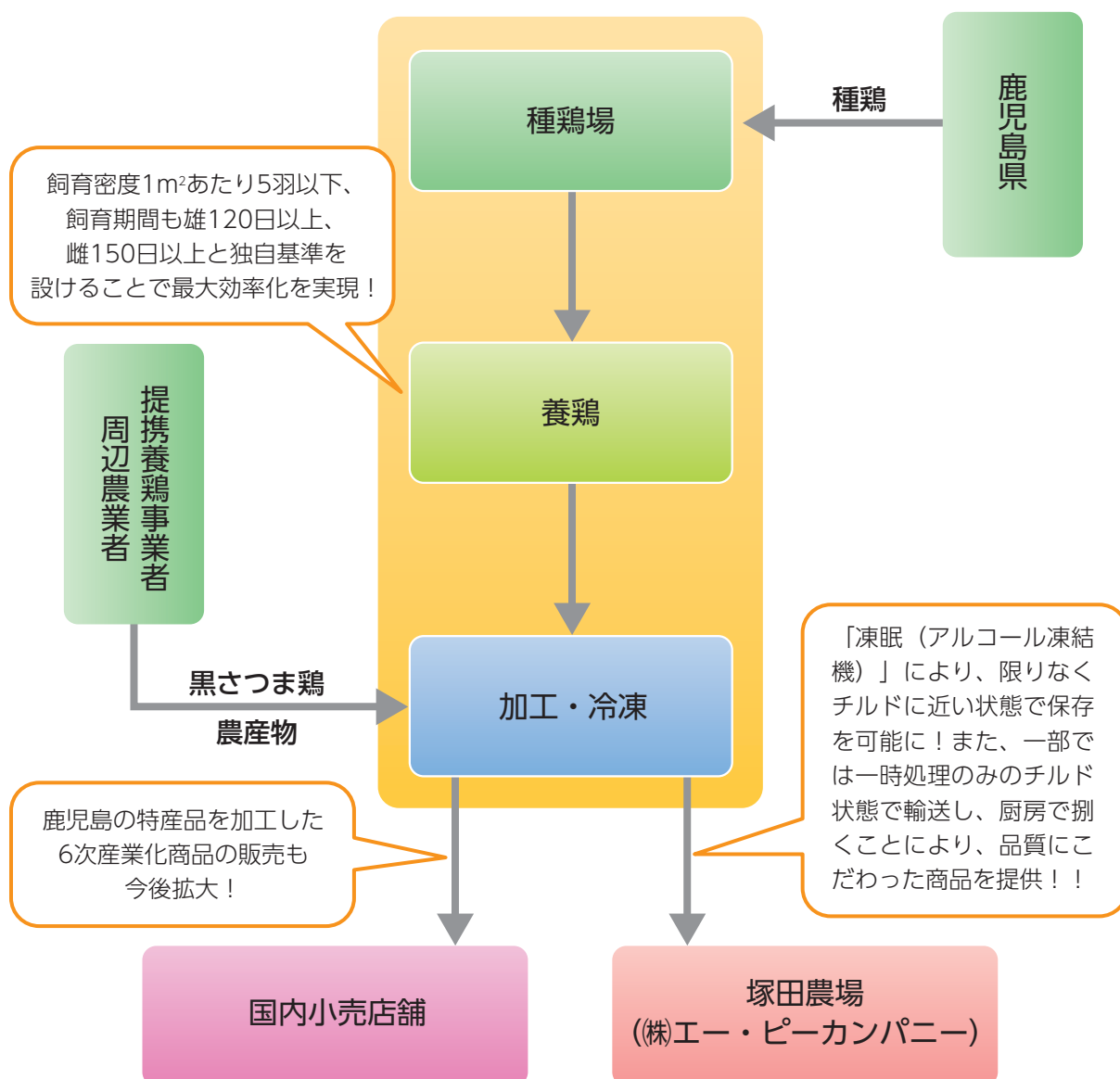


地元の養鶏事業者が農林漁業者側として出資をしており、パートナー企業として(株)エー・ピーカンパニーが出資をしています。

また、当社には(株)エー・ピーカンパニーとサブファンドから無議決権による出資も行われており、農林漁業者側の出資余力を考慮したうえでの出資スキームとなっています。



ビジネスモデル



すでに宮崎県の「みやざき地頭鶏」ブランドの事業モデルを確立していた(株)イー・ピーカンパニーが孵化～生産～加工までの一貫体制を構築し、養鶏においても肥育管理をきちんとすることによって、地鶏として最大効率化を実現しています。また事前に冷凍技術を研究し、また一部の店舗では厨房にて捌いて提供する等、品質には徹底的にこだわっています。



事例から見る実践ポイント

● ファンドを活用した実践事例〈水産〉



水産の実践事例

株式会社食縁

概要・背景

和歌山県の新宮市から近畿大学に新宮港の埋め立て地において事業ができないかという相談がありました。調査の結果、新宮港が紀伊半島南部唯一の外交港湾であることが判り、水産業の輸出モデルを構想し2013年に(株)食縁が設立されました。

ファンドを活用した目的・メリット

日本国内では魚の消費量が減少し、水産業者が疲弊していく一方で、魚の消費量が増えていく世界のマーケットに進出すべく、輸出に対応できる加工・冷凍工場を整備するための資金が必要でした。また、出資を受けたことにより、国内外の取引先からの信用度が高まり、地元企業も協力してくれています。

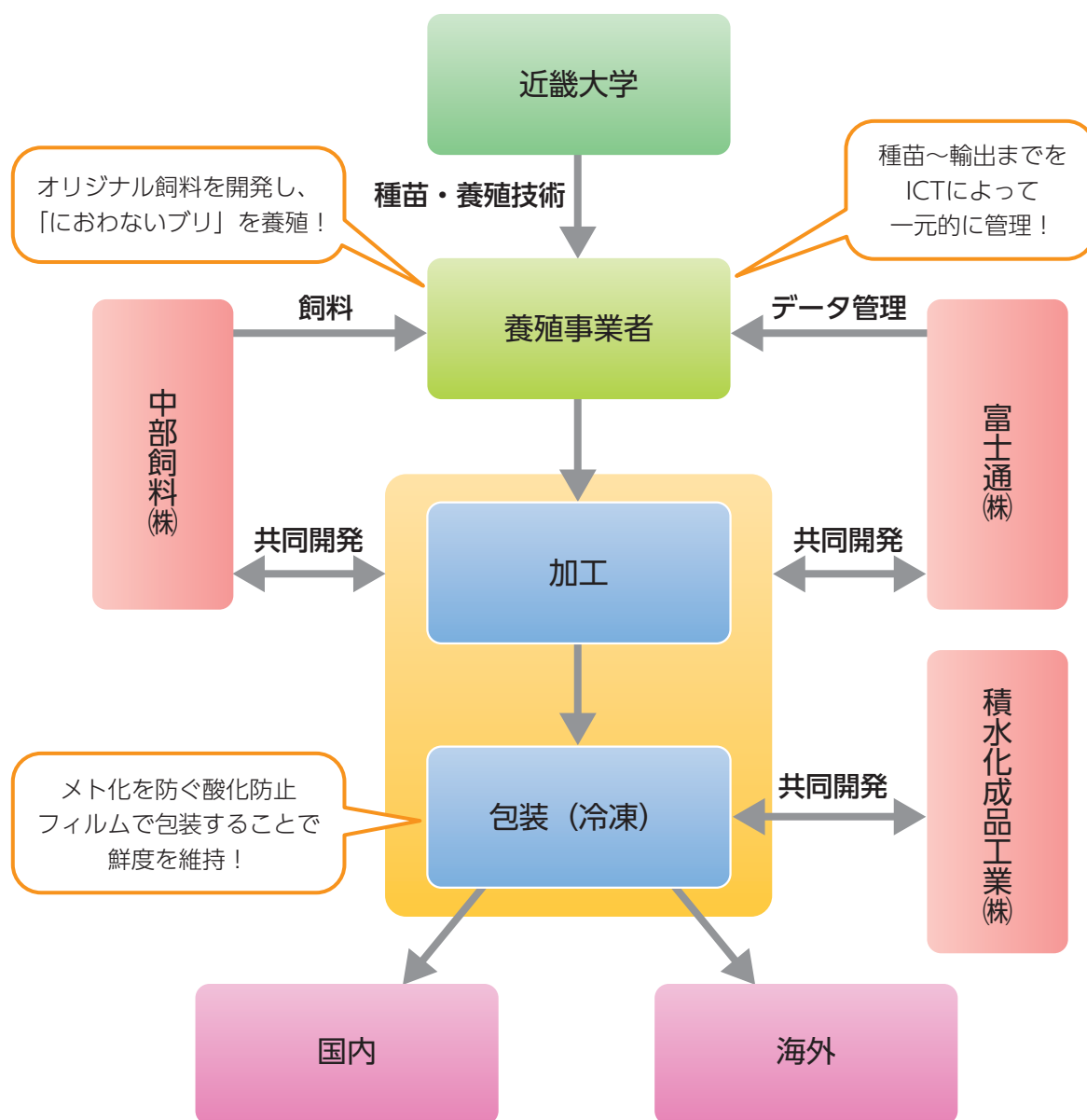
出資スキーム



農林漁業者側には全国の有力な養殖業者が出資しています。またパートナー企業は地元の第3セクターである新宮港埠頭(株)を筆頭に大手企業が出資していますが、ただ出資を受けるだけではなく、共同研究を行うことでよりパートナー企業との関係性を強化しています。



ビジネスモデル



これまで個々の養殖業者が輸出に取組んでいましたが、量的にも資金的にも限界がありました。当社が養殖事業者を巻き込み、また異業種とも各工程において積極的に共同開発に取り組むことにより、生産から販売までを一元管理できる新しいビジネスモデルを構築することに成功しています。



おわりに

農林漁業を取り巻く環境は劇的に変化しています。少子高齢化によって担い手不足が深刻になっており、農林漁業が存続の危機に瀕している地域も多い中で、農林漁業者も従来の取組みからの変革を求められています。

農林漁業成長産業化ファンドにおいても、本文でご紹介した通り、農林漁業者が2次・3次事業者（パートナー企業）と合併会社を設立することにより、単なる取引関係ではなく、より深い連携へと進化させることを求めています。

株式会社農林漁業成長産業化支援機構の英文社名である Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan の中にも入っているように、農林漁業成長産業化ファンドを活用する際には「Innovation（イノベーション）」が求められます。

「Innovation」は、よく「技術革新」と訳されますが、「Innovation」の提唱者である J. A. シュンペーターは「Innovation」を「新結合」と定義し、以下の5つを提唱しています。

- (1) 新しい製品の創造
- (2) 新しい生産方法の取り入れ
- (3) 新しい販売経路、市場の開拓
- (4) 原材料と半製品の供給の源の獲得
- (5) 新しい組織の形成

農林漁業成長産業化ファンドが求める「Innovation」は、「技術革新」の概念である (1)、(2) のみならず、(3)、(4)、(5) までの、まさに「新結合」と言えます。

本パンフレットにまとめたファンドの活用ポイントを参考にし、2次・3次事業者との関係により深い連携へと進化させることにより、農林漁業が成長産業となる一助になれば幸いです。改めてこの実践モデルが皆様の取組みのお役に立ちますように。

2017年3月

野村アグリプランニング&アドバイザリー株式会社

取り上げた事例情報

6次産業化のお問い合わせ一覧

取り上げた事例情報

株式会社新潟農商	〒956-0015 新潟県新潟市秋葉区川口580-17 TEL：0250-25-3160 URL：http://www.niigata-nosho.com/
株式会社みずほジャパン	〒305-0842 茨城県つくば市柳橋496 TEL：070-1474-3240 URL：http://www.mizuhojapan.jp/
こと京野菜株式会社	〒612-8236 京都府京都市伏見区横大路下三栖里ノ内30番地 TEL：075-601-0668 URL：http://kotokyoyasai.co.jp/
株式会社カゴシマバンズ	〒899-4321 鹿児島県霧島市国分広瀬1692番地36 TEL：0995-73-8560
株式会社食縁	〒647-0071 和歌山県新宮市佐野2122-3 TEL：0735-31-5042 URL：http://www.shokuen.co.jp/

6次産業化のお問い合わせ一覧

窓口担当部署	所在地／電話番号	担当する都道府県
北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課	〒064-8518 北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条ビル TEL：011-330-8810	北海道
東北農政局 経営・事業支援部 地域連携課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台合同庁舎 TEL：022-221-6402	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東農政局 経営・事業支援部 地域連携課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 TEL：048-740-5341	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県
北陸農政局 経営・事業支援部 地域連携課	〒920-8566 石川県金沢市広坂2丁目2-60 金沢広坂合同庁舎 TEL：076-232-4233	新潟県、富山県、石川県、 福井県
東海農政局 経営・事業支援部 地域連携課	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2-2 農林総合庁舎1号館 TEL：052-223-4619	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 経営・事業支援部 地域連携課	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 TEL：075-414-9101	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局 経営・事業支援部 地域連携課	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1丁目4-1 岡山第2合同庁舎 TEL：086-224-9415	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県
九州農政局 経営・事業支援部 地域連携課	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎 TEL：096-211-9319	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL：098-866-1673	沖縄県

6次産業化に関する本省のお問い合わせ先は、
食料産業局産業連携課（電話番号：03-6738-6473）

※ 6次産業化に関する情報は【<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>】をご覧ください。

農林水産省 平成28年度 6次産業化サポート事業
6次産業化ネットワーク活動全国推進事業

「6次産業化の実践モデル
～農林漁業成長産業化ファンドの活用に向けたQ&A集～」

2017年3月発行

発 行 者

野村アグリプランニング&アドバイザリー株式会社

〒100-8170 東京都千代田区大手町2-1-1 大手町野村ビル22階

TEL:03-3281-0780 FAX:03-3281-0789

制作協力

株式会社農林漁業成長産業化支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア ウエスト20階

TEL:03-5220-5885 E-mail:info@a-five-j.co.jp

本パンフレットの無断転載・複写を禁じます。

Copyright©2017 by Nomura Agri Planning & Advisory Co.,LTD. All rights reserved.

NOMURA

NAPA
NOMURA Agri Planning & Advisory

